

## 消防本部におけるハラスメント等の不祥事防止策（たたき台）

消防本部におけるハラスメント等の不祥事防止策として、以下の項目の実施を検討することとしてはどうか。

### 1 トップの方針等の明確化、消防本部内への周知徹底

- (1) 各消防本部において、以下の取組を実施
  - ・ハラスメント等の不祥事防止対策の実施方針等を検討する会議の実施
  - ・ハラスメント等の不祥事防止に対する消防長等の方針文書の発出
  - ・ハラスメント等の不祥事防止に関する内部規定（規則、要綱、指針等）の策定  
→消防長等の方針文書又は内部規定には、次の2～6の対策の実施方針等について盛り込む

### 2 被害者又は被害者の周囲の職員の通報・相談体制の確立

- (1) 各消防本部等において、職員から広く相談を受け付ける相談窓口の設置や、情報の秘匿性が確保され、事実関係の確認、それに基づく関係者の処分といった実効性のある対応をとることができる内部通報窓口の設置

### 3 対策委員会（苦情処理機関）の整備

- (1) 相談窓口等での解決が困難な場合、内容が重大と判断される場合に事実関係の調査等を行うため、事案の発生に応じて対策委員会（苦情処理機関）を設置

### 4 懲戒処分の厳格化

- (1) 各消防本部において、懲戒処分基準を策定  
→ 特に、パワハラ・セクハラ・マタハラに関して明確に記載
- (2) 各消防本部において、懲戒処分について諮問・答申する第三者機関を設置
- (3) 各消防本部において、懲戒処分の公表基準を策定

### 5 人事担当部局又は弁護士等を含めた第三者機関による抜き打ち調査の実施

- (1) 人事担当部局又は弁護士等を含めた第三者機関において、パワハラ・セクハラ等のハラスメントを含む不祥事案等について、署所に出向き、調査

## 6 研修等の充実

### 【講義、研修等の充実、継続的な再教育の実施】

- (1) 消防大学校において、講義を充実
- (2) 各消防学校において、講義を実施  
(判例、刑法、刑訴法含む) → 消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）を改正
- (3) 全国消防長会と消防庁が協力し、管理監督者への研修を実施

### 【各消防本部内での定期的な取組】

- (4) 各消防本部において、事例演習を実施  
→ 定期的に、グループ毎に全職員を対象に実施
- (5) 各消防本部において、ハラスメント等の不祥事防止のためのチェックシートを導入
- (6) 各消防本部において、産業医による定期的な個人面談やストレスチェックの実施

### 【広報活動等の実施】

- (7) 消防庁又は各消防本部において、広報媒体を作成  
→ ポスター・パンフレット・冊子（・動画）を用いて広く周知
- (8) 消防庁において、不祥事防止のための好事例を集めて全国展開

## 7 その他

- (1) 消防庁において、不祥事発生の際の報告を都道府県に要請  
→ 消防庁は、全国の消防本部へ情報提供  
→ 各消防本部は、全職員に周知